

2021年6月

「米国における ESG 情報の強制開示をめぐる議論の動向と分析」

第8期 客員研究員

大東文化大学法学部

新井弘貴

要約

本稿では、米国における ESG 情報開示の在り方をめぐる議論（特に強制開示の枠組みでどのように規制するか）を題材として、ESG 情報の一貫性・比較可能性・信頼性等を確保するためにどのような規制案の選択肢がありえ、各規制手法にどのような利点及び課題が存在するかという点について包括的な検討を加えた。規制案の候補としては主に SD&A 方式、Comply or Explain 方式、既存の開示基準等を SEC が承認する方式等が検討されているが、何れの方法についても克服すべき課題が多数みられるところである。しかし、何れの規制案においても共通して①各企業や業界によって特定の ESG 情報の重要性が異なっている点、②ESG 情報自体の重要性が時間の経過とともに変化を遂げる点、③開示を行う発行体企業にとって負担にならないようにすべき点について慎重な配慮がなされていた。こうした点に加えて、ESG 情報の中でも分野によってその重要性に対するコンセンサスの有無は様々であることも踏まえると、まずは気候変動のように多くの企業にとってその重要性が比較的明白である分野から強制開示の枠組みを導入・強化していくことが望ましいといえる。

以上

（掲載誌：新井弘貴『米国における ESG 情報の強制開示をめぐる議論の動向と分析』証券経済研究 114 号（2021 年 6 月）59-74 頁）

- （注） 1 この内容の全部又は一部について、日本証券業協会に無断で使用（転用・複製等）及び改変を行うことはできません。
2 この論文に述べられている見解は筆者個人のものであり、日本証券業協会としての見解を示すものではありません。